

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 61 件 |
| 国民年金関係 | 43 件 |
| 厚生年金関係 | 18 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 24 件 |
| 国民年金関係 | 11 件 |
| 厚生年金関係 | 13 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 3 月に二人目の子供が生まれてからしばらくして、夫婦二人で区役所に行き、私の国民年金の加入手続を行った。その際に窓口の職員から、「国民年金保険料を 2 年前までさかのぼって納付できます。」と勧められたので、さかのぼって納付することにした。保険料については、後日自宅に納付書が届いたので、夫が自宅近くの郵便局で未納がないように納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の夫が国民年金の加入手続後に国民年金保険料を 2 年間さかのぼって納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 52 年 4 月に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間の保険料を納付することが可能であった上、申立人の夫は、「妻（申立人）の国民年金の加入手続を行った際に、2 年前までさかのぼって保険料を納付できると勧められたので、後日送付されてきた納付書を持って自宅近くの郵便局に行き、未納がないように納付した。」旨証言していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間直前の昭和 50 年度の国民年金保険料を過年度納付により納付している上、申立期間直後の 52 年度の保険料を現年度納付していることが確認できることから、国民年金の加入手続後は納付できる期間の保険料をすべて納付しようとしていた申立人が申立期間の保険料のみ納

付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間及び47年4月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和45年10月に結婚したすぐ後に、義母が行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料は、義母が、既に国民年金に加入していた義母及び夫の分と併せて3人分を集金人に納付していたはずである。

きちんとした性格の義母が、保険料を納めないはずはないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義母が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の夫は、その母親が申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたと証言している上、申立人の義母は、昭和36年10月に国民年金に加入後、60歳までの20年以上の期間の保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人は、申立人の義母が、義母、申立人及びその夫の3人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の義母及び申立人の夫の申立期間①及び②の保険料は納付済みとされていることから、納付意欲の高かった申立人の義母が、申立人の保険料のみ納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立期間①は6か月、申立期間②は12か月といずれも短期間であり、前後の期間の保険料は納付済みである。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の義母の特殊台帳では、申立期間②のうち昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの期間は未納とされているが、社会保険庁のオンライン記録では納付済みとされており、申立期間②当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2462

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から同年9月まで

私は、昭和48年6月に区役所の支所で国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料については、その場で納付したはずであるのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ4か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金に任意加入している上、申立期間後の国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、区役所の支所で国民年金の加入手続を行った際に、窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、当時、当該支所では国民年金の加入手続や保険料の収納を行っていたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月から46年2月まで

私の夫は、昭和41年5月に夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。その後、私は、夫が厚生年金保険に加入した場合には、国民年金の資格喪失手続を、また、夫が失業した場合には夫とともに国民年金の加入手続をその都度行ってきた。

昭和46年2月に夫が職を得たことから、同年3月に夫が区役所で夫婦二人の国民年金の資格喪失手続を行った際、窓口で未納がないように確認した上で夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したのに、私の保険料が未納されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ5か月と短期間である。

また、申立人の夫は、昭和46年2月に就職した後の同年3月に区役所へ行き、自分の国民年金の資格喪失届とともに申立人の資格喪失届も提出した上で、窓口において未納となっていた国民年金保険料を申立人の分と一緒にさかのぼって納付したとしているところ、申立人及びその夫の国民年金手帳の記載からも、主張どおり同年3月に夫婦二人分の手続が行われたことがうかがえることから、申立期間のうち、45年10月から46年1月までの保険料については、申立人の夫の分のみが納付済みとされ、申立人の分が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間のうち、昭和46年2月については、申立人の夫は厚生年金保険の加入期間であるが、実際の手続が同年3月2日に行われており、申立人の年金手帳では、この日が申立人の国民年金被保険者の資格喪失日と記

載されていることから、従前の強制加入被保険者から任意加入被保険者へ変わったものと考えられ、申立人の国民年金保険料についても、45年10月から46年2月まで納付されていたものと考えても不自然ではない。

加えて、申立人は、申立期間後においては、国民年金保険料が未納とされている期間がない上、申立人の夫が厚生年金保険に加入した期間においても、国民年金に任意加入しており、国民年金に対する意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年3月まで

昭和41年5月に私が夫婦二人の国民年金の加入手続を区役所で行った。申立期間当時、国民年金保険料は妻が集金人に納付していたと思うが、納付方法については、はっきりとは記憶していない。いつも夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたのに妻が納付済みになっている50年1月から同年3月までの保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回かつ3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて申立人及びその妻の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人及び申立人の妻が所持する国民年金手帳で確認できる範囲では、一部の期間を除き、夫婦同一日に国民年金保険料を納付していることから、基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられるが、申立期間については妻の保険料のみが納付済みとなっている。

さらに、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間以外に未納がなく、厚生年金保険から国民年金への切替も複数回適切に行っていることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月及び同年9月

私は、夫に国民年金の加入を勧められたので、昭和50年8月に夫と長女を伴って、区役所の出張所で国民年金の任意加入手続を行った。その際に、申立期間の国民年金保険料を出張所内の納付窓口で現金で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、その納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間当時、申立人が居住していた区においては、出張所で国民年金の加入手続及び保険料の収納を行っていたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が国民年金の任意加入手続を行ったのは、昭和50年8月であったと確認でき、その直後の申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月及び同年5月

私は成人時に無職であったため、私の将来を考えた母親が私の国民年金の加入手続を行った。その後、3か月間の厚生年金保険の加入期間を除き、継続して国民年金に加入し、欠かさず国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立人は昭和51年12月に住所変更手続を適切に行っており、手続を行いながら申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであるとともに、その前後を通じて申立人の住所や、その夫の仕事に変更はなく、申立人の生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

加えて、申立人は、結婚後も国民年金に任意加入している期間があるとともに、申立期間を除いて国民年金保険料の未納はなく、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続も適切に行っているなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から47年8月まで
② 昭和48年7月から50年3月まで

私は、昭和43年の春ごろに、父親から20歳になったら扶養から外すと言われた。当時は、個人商店に勤務していたので厚生年金保険等には加入しておらず、また、病院に通院中であったので国民健康保険に加入する必要に迫られ区役所で加入手続を行ったところ、一緒に国民年金にも加入するように説明を受けたので併せて加入手続を行った。昭和48年7月に退職したときにも加入手続を行っている。国民年金保険料は、私が毎月1万円を家に入れていたので母親がその中から、姉の分と一緒に納付してくれていたはずである。姉の分の保険料が納付済みとされているのに私の分の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、昭和49年3月に国民年金の加入手続を行ったことが、申立人の前後に国民年金の任意加入手続を行った者の記録から推認できるが、その時点において、申立期間②は、現年度納付により保険料を納付することが可能な期間であること、かつ、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることから、国民年金の加入手続を行っておきながら、申立期間②の保険料を一度も納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人の姉は、申立期間②の国民年金保険料は母親が納付していたと証言しており、申立内容と一致する上、申立人の母親が申立人と一緒に納付したとする申立人の姉の申立期間②の保険料は納付済みとされてい

る。

- 2 一方、申立期間①については、申立人が国民年金の加入手続を行い、その母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、昭和 49 年 3 月と推認されることから、その時点において、申立期間①の大半は時効により納付することはできない期間であり、申立人は、申立期間①から②を通じて同一区内に居住しており、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情もうかがえない。

また、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、納付を行ったとするその母親も既に他界しているため、申立期間①当時の保険料の納付状況は不明であり、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2468

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 54 年 4 月に国民年金加入手続を行って以来、役場から送られて来る納付書により国民年金保険料を必ず納付していた。

申立期間当時の生活状況から考えても、納付書が送られてきて納付しないはずはなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 8 か月と短期間であり、申立期間の直近の期間の国民年金保険料は納付済みであるとともに、その前後を通じて申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更がなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、任意加入途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除いて未納が無く、国民年金に任意加入するなど、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月及び58年1月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月
② 昭和58年1月から63年9月まで

申立期間①については、私は、昭和50年に、将来のことを考えて国民年金の加入手続を行い、その後の国民年金保険料を納付した。また、申立期間②のうち、昭和58年1月から62年3月までについては、当時、経済的に余裕がなかったため母親から援助を受けて59年7月及び61年12月に保険料を納付したはずである。62年4月から63年9月までについては、平成になったころに事業も好転したので、未納分の保険料をさかのぼって3回に分割して納付したはずである。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、1か月と短期間であり、その前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は昭和50年11月ごろに将来のことを考えて国民年金の加入手続を行っていることから、納付意識の高い加入直後である同年12月の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 申立期間②のうち、昭和58年1月から62年3月については、申立人は、59年7月及び61年12月に母親の援助を受けて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が保管していた母親名義の預金通帳には59年7月及び61年12月に申立期間に該当する支出が認められ、その時点で申立期間の保険料を納付することは可能であったことから、申立内容は信

憑^{びょう}性が高いと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 9 月については、申立人は事業が好転したことから、平成元年 4 月以降に現年度の保険料納付を行い、併せて未納分の保険料をさかのぼって 3 回に分割して納付したと主張しているところ、同年 4 月以降の保険料が現年度で納付されていることが確認できるとともに、当該期間直後の昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料については過年度で納付されたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、昭和 62 年 4 月から 63 年 9 月については、申立人が国民年金保険料の納付を再開した平成元年 4 月以降の時点では、さかのぼって保険料を納付することが可能であり、保険料額については、現年度で納付を行った同年同月以降の保険料月額よりも安価であることから、申立人が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間後は未納期間が無い上、国民年金保険料のほとんどを納期限内に納付していることが確認できることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の昭和 50 年 12 月及び 58 年 1 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 63 年 9 月まで

申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 62 年 3 月までについては、当時、経済的に余裕がなかったため義母から援助を受けて、私の夫が 59 年 7 月及び 61 年 12 月に保険料を納付したはずである。62 年 4 月から 63 年 9 月までについては、平成になったころに夫の事業も好転したので、夫が未納分の保険料を 3 回に分割して納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から 62 年 3 月については、申立人は、59 年 7 月及び 61 年 12 月に義母の援助を受けて国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人が保管していた義母名義の預金通帳には 59 年 7 月及び 61 年 12 月に申立期間に該当する支出が認められ、その時点で申立期間の保険料を納付することは可能であったことから、申立内容は信憑性^{びよう}が高いと認められる。

また、申立期間②のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 9 月については、申立人は夫の事業が好転したことから、平成元年 4 月以降に現年度の保険料納付を行い、併せて未納分の保険料をさかのぼって 3 回に分割して納付したと主張しているところ、同年 4 月以降の保険料が現年度で納付されていることが確認できるとともに、当該期間直後の昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの保険料については、過年度で納付されたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、昭和 62 年 4 月から 63 年 9 月については、申立人の夫が国民年金

保険料の納付を再開した平成元年4月以降の時点では、さかのぼって保険料を納付することが可能であり、保険料額については、現年度で納付を行った同年同月以降の保険料月額よりも安価であることから、申立人の夫が当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除いて未納期間が無い上、国民年金保険料のほとんどを納期限内に納付していることが確認できることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の昭和58年1月から63年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2471

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年3月

私は、昭和56年3月に会社を退職した。同年同月に子供が生まれたことから、すぐに市役所に行って、国民健康保険の加入手続と一緒に私の国民年金の加入手続を行った。その時か、数日後かは、はっきりしないが保険料を納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ1か月と短期間である。

また、申立人は、会社を退職した昭和56年3月に子供が生まれたので国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行ったとしていることから、申立人の加入動機は明確であり、同年同月に国民年金に加入したとする主張は信憑性がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和56年4月に払い出されていることが確認できることから、この時点で申立期間の国民年金保険料を納付することは可能であった。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付している上、複数回にわたり厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることが確認できることから、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2472

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から同年6月まで

私は、昭和56年10月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行い、しばらくの間は国民年金保険料を納付していたが、59年4月に夫婦二人で一緒に申請免除の手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、生活が安定した平成元年から私が夫婦二人分を一緒に金融機関で3か月毎に追納を行ったはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間である。

また、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に追納したとしているところ、申立人の夫の保険料が追納済みとなっていることが確認できることから、申立人のみ保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続や国民年金の被保険者の種別変更手続も適切に行われていることが確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間及び46年4月から47年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から45年9月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和46年4月から47年1月まで

昭和40年10月の会社退職直後に当時住んでいた区役所で国民年金の加入手続を行った。43年の結婚後に転居したA市で、申立期間①について、国民年金保険料の免除申請をしたが、未加入の記録となっている。45年10月にB市に転居した後の申立期間②について、金融機関か区役所等の窓口で納付しており、さらに46年4月にB市内で転居した後の申立期間③については、郵送された納付書により金融機関で納付したはずであり、夫がさかのぼって納めた領収書があり、私の分も一緒に納めたはずである。

申立期間の保険料が未納とされた上、国民年金に未加入とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、比較的短期間である上、申立人は、申立期間後においては国民年金保険料をすべて納付しているとともに、厚生年金保険から国民年金への切替手続も複数回適切に行っており、国民年金への意識が高かったものと認められる。

また、申立人の年金手帳及び市の国民年金被保険者名簿において、国民年金被保険者資格の取得日が昭和45年10月12日と記載されているにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることは、当時における行政側の記録管理に不備があったものと認められ、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたと考えても不自然さはない。

さらに、申立期間③については、申立人の夫が保険料を過年度納付した領収書が現存することから、申立人の保険料についても夫と同様に過年度納付されていたことが推認される。

- 2 一方、申立期間①について、申立人の夫も同様に未加入となっている上、申立人は、国民年金保険料の免除申請を行ったとしているが、18 か月の免除期間において2回の申請を行う必要があるところ、申立人の免除申請書の提出に関する記憶が定かではなく、申立期間の免除申請の状況が不明であるとともに、免除申請を行っていたこと示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を免除申請を行ったことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの期間及び46年4月から47年1月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月から63年3月まで

私は、会社を退職後に、社会保険事務所へ行き、国民年金の加入手続を行った。加入手続後は、自宅に納付書が送られてきたので、金融機関で未納期間がないように国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、加入手続後に送付されてきた納付書により金融機関で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和63年5月に払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間の保険料は過年度納付により納付することが可能であった上、当時、金融機関では過年度保険料を収納していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の母親は、「当時、娘（申立人）から会社退職後に国民年金に加入し、未納がないように保険料を納付していると聞いていた。」旨証言している。

さらに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、種別変更手続を適切に行っているとともに、保険料を前納している期間もみられることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 5 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 52 年 3 月まで

私は、子供が生まれた時に親や夫から国民年金の加入を勧められ、その後しばらくして市役所に行き、加入手続を行った。加入手続後は納付書が届くようになったので、最寄りの金融機関や郵便局で毎月国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、子供が生まれた時に家族から国民年金の加入を勧められ、その後しばらくして国民年金の任意加入手続を行ったと主張しているところ、申立人は、昭和 50 年 5 月に国民年金に任意加入していることが確認でき、加入手続を行ったにもかかわらず、その直後の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の夫は、「最初の子供が生まれたころに、妻（申立人）に国民年金の任意加入を勧め、当時妻がつけていた毎月の給与の収支にも、国民年金保険料が記載されていたことを記憶している。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、種別変更を適切に行っているとともに、保険料を前納している期間もみられることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月まで

私の、昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料の納付記録が未加入とされている。当該期間の保険料は還付されているとのことだが、還付請求をした記憶もなければ、還付金を受け取った記憶もない。私の国民年金手帳には検認印が押印されていることから、確かに保険料を納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する国民年金手帳に、現年度納付を行った日付の検認印が押印されていることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、社会保険庁の特殊台帳には、国民年金保険料を還付したとする記録が残っているが、還付日の記載が無い上、申立人の年金加入履歴において申立期間の保険料を還付する理由は無く、仮に、申立期間に近接する時期に還付の決定があった場合は、他の未納期間に充当すべきところ、その形跡もないことから、申立期間の保険料が還付されたとするのは不自然である。

さらに、申立期間は未加入期間とされているが、申立人は申立期間当時、厚生年金保険や共済組合等の他の被用者年金制度に加入した形跡もない上、申立人の所持する国民年金手帳には申立期間のうち昭和 44 年 4 月から 45 年 3 月までは強制加入期間として記録されていることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 44 年 4 月から 45 年 4 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 38 年 4 月までの期間及び 48 年 10 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月から 38 年 6 月まで
② 昭和 48 年 10 月から 49 年 3 月まで

申立期間①について、私は、昭和 36 年 9 月ごろ A 区役所で妻と共に国民年金の加入手続を行った。当時、^{はしけ} 寮内で夫婦共に生活していたので、便宜的に会社所在地を住所とし、会社から毎月給料が支給された都度、会社の経理担当者に保険料相当の現金を預け、国民年金保険料の納付を依頼していた。

また、申立期間②について、私は、昭和 48 年 10 月に会社を辞め、B 区内に転居し、自営業を始めたため、直ちに妻の分と共に国民年金の加入手続を B 区役所で行った。その後の国民年金保険料については、私の妻が、集金人又は納付書により納付してきたはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②以外の国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

2 申立期間①について、A 区で^{はしけ} 住まいを始めた直後に国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 37 年 11 月に夫婦連番で払い出され、同年 4 月にさかのぼって国民年金資格を取得し、38 年 7 月に当該資格を喪失していることが確認できることから、申立期間のうち、国民年金の資格を取得した 37 年 4 月から、厚生年金保険に加入する前の 38 年 4 月までの保険料を毎月納付して

いたと考えるのが自然である。

また、申立人は、年金手帳及び領収書等も見かけたことはないとしているが、当時は印紙検認制度が採られていたことから、会社の担当者が国民年金手帳を預かって納付を行っていたともと考えられ、申立内容に特段不合理な点は認められない。

3 申立期間②については6か月と短期間である。

また、申立人は、B区に転居した後に区役所で国民年金の加入手続きを行い、その妻が集金人又は納付書により国民年金保険料を納付したとしているところ、B区において新たに夫婦連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていること、及び申立期間当時には申立人が居住していた地域における保険料の納付方法は、集金人制度と納付書制度が併存していたことが確認でき、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続きを行ったのは昭和50年2月であったと推認され、その時点で、申立期間は過年度納付が可能であった。

4 一方、申立期間①のうち、昭和36年9月から37年3月までの期間について、申立人は、37年11月に夫婦二人の国民年金の加入手続きを行っていることが確認でき、その妻についても申立人と同様に当該期間が未加入となっているとともに、過年度納付等により同期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶もないことから、当該期間は未加入期間であり、保険料は納付できなかったとするのが自然である。

また、申立期間①のうち、昭和38年5月及び同年6月については、申立人は厚生年金保険が適用されていた別の事業所に勤務していたことから、厚生年金保険と重ねて国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和37年4月から38年4月までの期間及び48年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から同年9月までの期間、4年11月、5年1月から同年2月までの期間及び7年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月から同年9月まで
② 平成4年11月
③ 平成5年1月から同年2月まで
④ 平成7年5月から同年10月まで

私は、申立期間①から④当時、区役所及び社会保険事務所の窓口で納付書により国民年金保険料を納付していた。私の父親は、いつも「国民年金は大切だから。」と言っていた上、生活が苦しかった私にお金を渡すなど、私を経済的に援助していた。私は、国民年金に加入以降、一度も欠かすことなく保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①から④までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④当時、区役所及び社会保険事務所で納付書により国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況や、申立人の父親から資金の援助を受けていたことなど、申立期間①から④当時の保険料納付について、具体的かつ鮮明に記憶しており、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間①から④は、いずれも短期間であり、各期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされている。

さらに、申立人は、国民年金に加入後、申立期間①から④までを除き保険料を完納しているなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年

金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2479

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月まで

私は、会社を退職後の昭和 47 年 7 月に母親に勧められ国民年金に加入した。

国民年金保険料は必ず納付しなければいけないものと思って納付してきたので、未納期間があるはずはなく、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるとともに、申立期間当時、申立人の住所や申立人の夫の仕事に変更がなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金に任意加入するとともに第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への切替手続も適切に行っており、国民年金に対する意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの期間及び 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 1 月に夫の母親に勧められ国民年金加入し、併せて付加年金にも加入した。

国民年金加入以来、国民年金保険料は付加保険料を含めてすべて納付してきた。

付加保険料だけを未納にしたことはなく、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 1 月の国民年金加入時から付加年金にも加入しており、申立人の所持する領収書から、国民年金保険料は 52 年 1 月から同年 3 月まで付加保険料を含めた納付書が発行されていることが確認できるが、その翌年度の昭和 52 年度から 55 年度までは、定額保険料のみの納付書が発行されており、納付書の発行手続に行政側の不手際があったことがうかがえる。

また、昭和 54 年度の付加保険料は、本来収納することができない過年度で収納されており、同じく申立人が定額保険料のみの領収書しか所持していない 52 年度についても社会保険庁の記録では付加保険料が納付済みになっていることから、申立期間についても当初は定額保険料だけが収納され、後日付加保険料のみの納付書が発行されたとしても特段不自然な点は認められない。

さらに、申立人は国民年金に任意加入し、申立期間以外の国民年金加入期間については、第 3 号被保険者期間を除き、付加保険料を含めて納付済みで

あり、国民年金に対する意識が高いと認められることから、付加保険料の納付書が送付されながら納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から同年9月まで

私の夫は、結婚直後の昭和53年春に、市役所で私の国民年金の任意加入手続を行い、同時に付加年金にも加入した。

国民年金保険料については、夫が町役場又は便宜的に住所を移した実家が存在する市役所の支所で納付書により未納がないように納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ6か月と短期間である上、申立人は、国民年金の任意加入と併せて付加年金にも加入し、申立期間後の保険料を付加保険料とともにすべて納付しており、国民年金保険料の納付意識が高かったことが認められる。

また、特殊台帳と被保険者名簿では、制度上納付できない付加保険料を過年度納付した記録となっていることから、当時における行政側の不適切な事務処理があったことも否定できない。

さらに、申立人は便宜的に親の実家に住民票を移したものの、実際には転居しなかったとしていることから、申立期間に係る国民年金の納付書が申立人に全く送達されなかったとは考えにくい。

加えて、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段大きな変化はなかったと考えられることから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和56年4月から

同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から同年12月まで

私は、時期は憶えていないが、両親の勧めにより自ら国民年金の加入手続を行った。結婚後も引き続き任意加入の上、国民年金保険料を前納しており、申立期間も保険料を前納したと思う。仮に申立期間の保険料が未納であったならば、次に窓口で納付する時にその旨が説明され納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとなっており、その前後を通じて、申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に特段大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされていることは不自然である。

また、申立人は、国民年金保険料を前納している期間が多い上、住所等の変更手続を適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで

私は、昭和60年4月に離婚して区役所に戸籍の届けを提出した際に、併せて国民年金の氏名変更を行った。国民年金保険料については、納付しなければいけないと自覚していたことから必ず納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ6か月と短期間であり、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間に近接する昭和60年2月及び同年3月の国民年金保険料は、当初、未納とされていたが、申立人が居住していた市における国民年金被保険者名簿に押印されている納付印により納付済みに訂正されていることが確認できることから、申立期間当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2484

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月及び同年3月

私が20歳になった平成5年に同年2月分及び3月分の国民年金保険料の納付書が送付されてきたが、私は*月*日生まれであることから、私の母親が3月分の保険料だけを納付した。しばらくしてから、同年2月分の保険料について督促状が送付されてきたため、区役所に問い合わせをしたところ、国民年金保険料の納付については、20歳の誕生日の前日が属する月から保険料の納付義務が生じるとの説明を受けたことから、私の母親が金融機関で2月分の保険料も納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

また、申立人は、平成5年2月分の国民年金保険料は納付しなかったが、区役所で制度の説明を受けて理解できたことから、申立人の母親が金融機関で保険料を納付したとしており、その記憶が具体的かつ鮮明であることから、申立内容に信憑性が認められる。

さらに、申立人の母親が申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の兄は、20歳から国民年金に加入し、申立期間を含め、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の父親は、国民年金制度が発足した時に、私と妹の国民年金の加入手続を行った。その後、私の母親が、私と妹の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人と一緒に国民年金の加入手続を行い、その母親が申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妹は、昭和 36 年 5 月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出されている上、申立期間の保険料が納付済みとされている。

また、申立人の妹は、その母親が兄妹二人分の国民年金保険料を地域の年金集金箱に入れ、それを隣家に回覧し、組長に保険料を納付していたと記憶するなど、申立期間当時の保険料の納付状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人の義弟も、申立期間当時、母親が兄妹二人分の保険料を納付していたと証言している。

さらに、申立人は、申立人の父親が、国民年金制度発足時に、申立人と申立人の妹の国民年金の加入手続を行った際に、町役場に提出した国民年金被保険者資格取得届の写しを所持しているとしており、その書類は、記載内容から昭和 36 年当時のものであることが確認できる上、申立人及び申立人の妹の氏名、生年月日等が記載されている。

加えて、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を完納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から54年3月まで

私は、勤務先の会社を退職し、自営業を始めたので、昭和50年1月に区役所で国民年金の加入手続を行った。私は、結婚するまでは区役所で国民年金保険料を納付していたが、結婚後は、毎月月末に自宅に来ていた銀行の担当者に保険料を納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料を納付した際の状況について、鮮明に記憶している上、申立期間の前後の保険料は納付済みとされていることを考え併せると、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き国民年金保険料を完納している上、住居変更の手続も複数回適切に行っているなど、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の特殊台帳によると、昭和52年度について、国民年金保険料の納付済期間が5か月から6か月に訂正されているとともに、53年度の納付記録が年度完納から未納に訂正されているなど、申立期間当時、行政側の事務処理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月から同年8月まで

私が、会社を退職した後の平成6年4月に、区役所に国民健康保険の加入について相談に行った際、国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳を発行してもらった。

申立期間の保険料月額をはっきりとは憶えていないが、1万円から2万円ぐらいだったと思う。

経済的事情もあって、申立期間の妻の国民年金保険料を納付せずに私の保険料のみ納付書で1か月分ずつ納付したのをはっきりと記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ5か月と短期間である上、申立人が平成6年4月に国民年金の加入手続を行っていないながら、その直後から保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立人は厚生年金保険に加入するまで、納付書によって毎月1万円から2万円程度の国民年金保険料を納付していたとしているところ、その金額は申立期間当時の実際の保険料月額とおおむね一致しているとともに、申立期間当時、申立人の居住していた地域では、月単位の納付書制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、区の国民年金被保険者収滞納一覧表には、申立期間直後の厚生年金保険加入期間において、申立人は申請していないとしている国民年金保険料の免除等の誤った記載があり、当時における行政側の記録管理に不備があ

ったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、平成6年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私の妻は、申立期間当時、3 か月ごとに、最寄りの金融機関の窓口で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。国民年金に加入してからは、一度も欠かすことなく保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の妻が、3 か月ごとに、最寄りの金融機関の窓口で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間当時から居住している区では、申立期間当時、保険料の納付周期は3 か月であった上、納付書により金融機関が保険料を徴収していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き保険料を完納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間当時、3 か月ごとに、最寄りの金融機関の窓口で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。国民年金に加入してからは、一度も欠かすことなく保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、3 か月ごとに、最寄りの金融機関の窓口で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が申立期間当時から居住している区では、申立期間当時、保険料の納付周期は 3 か月であった上、納付書により金融機関が保険料を徴収していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 3 か月と短期間であり、申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き保険料を完納するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から38年3月まで

私は、国民年金が20歳から強制加入だということを知っていたので、20歳になったころ、その当時勤務していたクリーニング店に来ていた集金人に国民年金の加入手続を行ってもらった。その後、昭和38年3月又は4月ごろ、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。国民年金に加入した当初から保険料をすべて納付しているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その当時勤務していた店に来ていた集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間当時の保険料を納付した際の状況について鮮明に記憶している上、その当時、申立人と一緒に勤務していた同僚及び店の経営者の娘も、申立人が集金人にきちんと保険料を納付していたと証言しているなど、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き国民年金保険料を完納しており、保険料の納付意識が高かった申立人が、国民年金に加入した当初の保険料を納付しなかったのは不自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年7月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から39年10月まで

昭和36年7月ごろに、当時働いていた店の店長が、私の国民年金の加入手続を行った。39年11月に私が結婚して国民年金の被保険者資格を喪失するまでの期間、毎月の給料から100円ぐらいの国民年金保険料が引かれていた。店長が私に変わって保険料を納付しており、当時一緒に働いていた同僚の保険料も同じように店長がまとめて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間当時働いていた店で、毎月の給料から国民年金保険料として100円ぐらいを引かれ、当時一緒に働いていた同僚の保険料も同じように店長がまとめて納付していたと主張しているところ、その同僚の妻は、「私の夫は、夫婦二人分の保険料を毎月店長に預けていた。」と証言しており、申立内容と一致する。

また、申立人が申立期間当時働いていた店の店長、店長の妻、同僚及び同僚の妻の特殊台帳によると、4人とも国民年金の加入手続後、その時点から2年間さかのぼった期間の保険料を納付していることが確認できることから、申立人の保険料を徴収していたとされる店長が、申立人の国民年金手帳の発行時期などにより、申立人が加入手続を行ったと考えられる昭和39年8月の時点から2年間さかのぼった期間である37年7月から39年10月までの保険料を納付したとしても特段不自然ではない。

2 一方、申立期間のうち、昭和36年7月から37年6月までの期間につい

ては、申立人が加入手続を行ったと考えられる 39 年 8 月の時点では、時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする店長は既に他界しているため、申立期間当時の保険料の納付状況が不明確である。

さらに、申立人が、申立期間のうち昭和 36 年 7 月から 37 年 6 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から 39 年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成元年 5 月まで

私は、昭和 62 年に会社を退社した際、妻と二人で町役場へ行き、国民年金への切替手続を行った。申立期間の保険料は、妻が夫婦二人分を町役場内の金融機関で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が町役場内の金融機関で夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、当時は、町役場内に金融機関窓口が存在し、国民年金保険料の収納を行っていたことが確認できる上、申立人の妻は、夫婦二人分の保険料を納付していたと証言しており、申立期間の妻の保険料は、ほとんどが納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金への切替手続を行った際の記憶が具体的、かつ、鮮明であり、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、当初、社会保険庁のオンライン記録では、申立期間直前の 62 年 4 月から同年 6 月までの期間が、未加入期間とされていたが、平成 21 年 2 月に納付済期間に訂正されていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年3月までの期間及び58年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年1月から同年3月まで
② 昭和58年2月から同年3月まで

私の国民年金については、私の母親が、昭和49年7月ごろに市役所で加入手続きを行ってくれた。その後、母親から年金手帳を渡された以降は、市役所の出張所や郵便局などで自ら国民年金保険料を納付してきた。保険料の未納のないよう心がけて納付してきたのに、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月、申立期間②は2か月といずれも短期間である上、申立人は、国民年金加入期間においては、申立期間を除いて保険料を全て納付しており、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

また、申立人は、結婚に伴って昭和50年11月に転居しているが、同年4月から9月までの国民年金保険料については、転居前に居住していた市及び転居後に居住した市の双方で重複して納付している。このことは長期にわたって見過ごされ、重複納付した保険料の還付決定は当委員会への申立直前である平成20年10月であり、しかも、申立人が所持していた両市の国民年金保険料の領収書を提示したことを契機にして納付記録の訂正に至ったことがうかがえ、その上、転居前に居住していた市では申立人の姓を読み誤っており、行政側の記録管理に不備があったことが認められる。

さらに、申立期間①及び②の各期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないとともに、申立期間②にあつては、申立人の夫の仕事

に変更はなく、その保険料は納付済みとされていることから、途中の申立期間①及び②の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 37 年*月に第一子が生まれたことを契機に将来のことを考え国民年金に加入した。加入以降、継続して国民年金保険料を納付してきており、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回、かつ9か月と短期間である。

また、申立人は昭和 37 年*月の第一子の出生を契機に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の任意加入者の資格取得日から 37 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間に申立人の夫と連番で払い出されたことが推認でき、申立期間の保険料を納付できたことから申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間後においては 60 歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から同年 12 月まで

私は、昭和 37 年*月に第一子が生まれたことを契機に、将来のことを考え、夫婦で国民年金に加入した。加入以降、継続して夫婦二人分の国民年金保険料を未納がないように納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 回、かつ 9 か月と短期間である。

また、申立人は昭和 37 年*月の第一子の出生を契機に、夫婦の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から 37 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間に夫婦連番で払い出されたことが推認でき、申立期間の保険料を納付できたことから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、第一子の出生を契機として、自ら進んで国民年金に加入したとしており、加入動機が明確である上、加入した時点から保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間後においては 60 歳まで国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 38 年に結婚し、夫の両親と同居することになったが、その時に、義父が私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、義父が店に来ていた集金人に家族全員の保険料を納付していたにもかかわらず、私の保険料のみ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の義父が店に来ていた集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立人の義父が家族全員の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の義父、義母及び夫の申立期間の保険料は納付済みとされている上、その夫は、「妻（申立人）の国民年金保険料については、結婚直後から父親が店に来ていた集金人に納付していた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金に任意加入しているとともに、前納している期間もあることから、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2497 (事案 265 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 51 年 3 月まで

私が国民年金の加入手続を行った時期は、記録上昭和 51 年となっているが、私は 36 年 4 月に加入手続を行い、国民年金手帳の交付も受けているし、保険料は自治会の役員に納付したり市役所で納付したりしていたため、申立期間の保険料が未納となっていることに納得がいかないと申し立てたところ、納付記録の訂正は認められなかった。

当初の判断後、昭和 39 年ごろに私の代わりに私の弟夫婦に市役所で保険料を納付してもらったことなどを思い出したので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

今回の申立期間 180 か月のうち 146 か月に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年時点では申立期間の大部分は時効により納付できない、申立人が申立期間の保険料の一部を特例納付により納付した形跡も認められないなどとして、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 6 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の申立てを受けて、再調査したところ、申立人の主張どおり昭和 51 年に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が同一市内で 36 年 1 月に払い出されていたことが新たに確認できた。

また、口頭意見陳述を行い、申立人及びその義妹から申立期間の保険料の納付について事情を聴取したところ、自治会の役員を通じて加入手続を行い、その後、集金人や市役所の職員に保険料を納付していたなどとする申立人の

主張に特段不自然な点はなく、市役所で保険料を納付した際の職員とのやり取りも詳細に記憶していることから、申立内容には信憑^{びよう}性がうかがえる。

さらに、申立人の義妹は、昭和 39 年ごろに申立人の代わりに市役所で申立人の保険料を納付したとしており、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの期間及び42年4月から43年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から41年3月まで
② 昭和42年4月から43年4月まで

私は、昭和39年10月から私の姉が経営する美容室で働き、40年4月ごろに区役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。その際に40年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付した。その後、私は、姉に国民年金手帳を預け、姉は、店に来ていた集金人に店の売上げの中から姉夫婦と私の三人分の保険料を一括して納付した。

また、私は、昭和41年4月に引っ越し、一人暮らしを始めたので、それ以降は、自身が自宅に来ていた集金人に保険料を納付していた。

私は、私と姉が納付していた申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①当時、申立人の姉が、店に来ていた集金人に姉夫婦の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を一括して納付したと主張しているところ、その姉も申立人の保険料を納付した際の状況について、具体的に証言している上、その姉夫婦の申立期間①の保険料は納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間②当時、自身が集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人は、保険料を納付した際の状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が述べる申立期間②の保険料額は、その当時の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立期間①は9か月と短期間、申立期間②は13か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 39 年 9 月まで

私は、昭和 37 年ごろから縫製の仕事を始めたが、そのころに自分で国民年金の加入手続を行った。加入手続後、しばらくの間は保険料を納付していなかったが、46 年ごろから経済的に納付できるようになり、それまで納付していなかった保険料をさかのぼってすべて納付したにもかかわらず、申立期間が免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年ごろに、それまで納付していなかった期間の国民年金保険料をさかのぼって納付し始めたと主張しているところ、申立人の国民年金保険料の納付記録から、申立人は、申立期間の前後の期間の保険料を 46 年以降に追納していることが確認でき、保険料をさかのぼってすべて納付していたとする申立人が、途中の申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立人の国民年金保険料の納付記録について、申立期間直後の昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの期間の保険料は免除期間とされていたが、63 年 11 月に記録訂正により納付済みとされたことが確認できる上、申立人の当初の被保険者台帳では申立期間の保険料は納付済みとされているが、切替後の被保険者台帳では免除期間とされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、特例納付により保険料を納付している期間もみられるなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 44 年 5 月に転居した際に市役所で国民年金の加入手続を行ったが、加入手続を行ったものの、子供が病気がちで国民年金保険料を納付することができなかった。その後 50 年 1 月に火災にあい、同市内で転居してからはしばらくして、別件で市役所に行った際に、保険料が未納であると言われたので納付することにした。国民年金保険料については、市役所から数枚の納付書を発行してもらい、数回に分けて未納がないように金融機関で納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 1 月に転居してからはしばらくして市役所に行った際に、国民年金保険料の未納期間があることを指摘されたので、未納期間分を数回に分けてすべて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 51 年 1 月に払い出されていることが確認でき、当時は、納付を行う年度の 2 年前の年度当初までさかのぼって過年度保険料を収納している例が散見されることから、申立期間の保険料を過年度納付により納付したと考えても特段不合理な点は認められない。

また、申立人は、申立期間以前の国民年金加入期間について、特例納付により国民年金保険料を納付している上、申立期間直後の昭和 50 年度の保険料を現年度納付していることが確認できることから、未納期間の保険料をすべて納付しようとしていた申立人が、申立期間の保険料のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間について実際に納付した場合の金額とおおむね一致している上、申立人の夫は、「当時、妻から、未納期間がある旨の話を聞き、その後未納期間の保険料をすべて納付したと聞いた。」旨証言している。

加えて、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、特例納付により保険料を納付しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 2501

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月までの期間及び 44 年 4 月から同年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 44 年 4 月から同年 10 月まで

私は、時期は分からないが、当時勤めていた会社に来た集金人に国民年金の加入を勧められ、加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。結婚後の保険料は、妻が、私と妻の二人分を一緒に納付していたはずである。申立期間について、一緒に納付していた妻は、保険料が納付済みであるのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間①の前後を通じて、申立人の住所及び職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間①の保険料が未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②は、7 か月と短期間であり、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の保険料は、納付済みとされており、申立人の保険料のみ未納であったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 2502

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 42 年 1 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 42 年 1 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 38 年ごろ、当時勤めていた会社に来た集金人に国民年金の加入を勧められ、加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。国民年金加入当初の保険料は、会社に来た集金人に納付し、その際、年金手帳にハンコを押してくれたことを憶えている。結婚後の保険料は、私が、私と夫の二人分を一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 38 年ごろ、当時勤めていた会社に来た集金人に国民年金の加入を勧められ、加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況の記憶が鮮明であり、申立人が居住していたとする区では、申立期間①当時、集金人制度を実施していたことが確認できるなど、申立人の主張に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間②の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間②の前後を通じて、申立人の住所や申立人の夫の職業に変化はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間②の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和38年10月31日から39年2月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を39年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年10月31日から39年2月1日まで
② 昭和41年8月30日から43年11月1日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の被保険者期間が欠落しているが、申立期間は継続して勤務していたので、欠落している期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に申立人と同期で入社した同僚は、「採用後申立人と同じ部署に配属され、申立人は1年後くらいに同社B工場に転勤した。」と証言しており、当該同僚は申立期間において同社での厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立期間当時のA社B工場の事務担当者も、「申立人は本社であるA社で採用され、同社B工場に転勤してきた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年2月1日に同社から同社B工場に異動）、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人は、「昭和43年11月1日までC社（現在は、D社）に勤務していた。」と主張しているが、雇用保険と厚生年金保険の被保険者記録は一致している。

また、C社は、時期は不明であるが移転したとしている上、同社の法人登記簿において、昭和42年6月にE市F区から同市G区に移転していることが確認でき、社会保険庁の記録においても、同社は同年4月に管轄の社会保険事務所の変更がなされていることから、同社は同年4月ごろに事業所を移転していることが推認できる。

しかしながら、申立人は、「同社においてはF区で勤務しており、G区で勤務したことはない。」と述べていることから、申立人は同年4月ごろには同社を退職していたと考えることが自然である。

さらに、C社に申立人に係る厚生年金保険の適用について照会したところ、「関係資料は保管・保存期限期間の終了により処分してしまったが、申立人は、社長の運転手をしており、在籍期間は社会保険庁の記録どおりである。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年2月1日から48年5月1日までの期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を47年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年2月から同年9月までは、3万3,000円、また、47年10月から48年4月までは、5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年ごろから48年5月1日まで
昭和46年ごろからA社で保険の外交員として勤務したはずだが、社会保険庁の記録では、48年5月1日から同年7月1日までの2か月のみの記録であり納得できない。もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の、申立人の健康保険組合に係る健康保険被保険者資格取得届によると、その資格取得日は昭和47年2月1日と記載されていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは確認できる。

また、同僚の外交員7名に、A社における社会保険手続について聴取したところ、全員が健康保険と厚生年金保険に同時加入したと証言している上、事業所からも「健康保険と厚生年金保険は同時加入である。」との回答があった。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、被保険者資格取得届及び被保険者報酬月額変更届から、昭和47年2月から同年9月までは3万3,000円、47年10月から48年4月までは、5万2,000円とすることが妥

当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業所は、不明としているが、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の仕事処理では考え難いことから、事業主が昭和 48 年 5 月 1 日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 47 年 2 月から 48 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA船舶における資格喪失日は昭和26年3月20日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち昭和26年3月20日から同年6月21日までの期間において、船員保険の被保険者であったと認められることから、B船舶における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和25年10月から26年5月までの期間の標準報酬月額については、3,500円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年7月14日から24年2月1日まで
② 昭和24年12月7日から25年1月10日まで
③ 昭和25年10月1日から26年3月20日まで
④ 昭和26年3月20日から同年6月21日まで
⑤ 昭和37年6月26日から同年11月6日まで
⑥ 昭和38年5月10日から39年1月21日まで
⑦ 昭和39年3月4日から同年3月5日まで
⑧ 昭和48年10月12日から同年10月15日まで
⑨ 昭和48年11月2日から同年11月16日まで
⑩ 昭和49年1月8日から同年1月18日まで
⑪ 昭和49年3月15日から同年3月26日まで
⑫ 昭和49年4月23日から同年5月17日まで
⑬ 昭和49年5月25日から同年6月9日まで
⑭ 昭和49年6月20日から同年6月25日まで
⑮ 昭和49年11月25日から同年12月28日まで
⑯ 昭和50年5月26日から同年6月4日まで
⑰ 昭和51年7月20日から同年8月1日まで
⑱ 昭和51年9月6日から同年9月17日まで

- ⑭ 昭和 52 年 11 月 12 日から同年 11 月 16 日まで
- ⑮ 昭和 52 年 12 月 2 日から同年 12 月 18 日まで
- ⑯ 昭和 53 年 7 月 17 日から同年 9 月 8 日まで
- ⑰ 昭和 53 年 10 月 14 日から同年 10 月 29 日まで
- ⑱ 昭和 53 年 10 月 31 日から同年 11 月 5 日まで
- ⑲ 昭和 56 年 5 月 11 日から同年 5 月 15 日まで
- ㉑ 昭和 56 年 7 月 1 日から同年 7 月 9 日まで
- ㉒ 昭和 56 年 11 月 16 日から同年 11 月 30 日まで
- ㉓ 昭和 57 年 11 月 17 日から 59 年 12 月 1 日まで
- ㉔ 昭和 59 年 9 月 28 日から同年 10 月 26 日まで
- ㉕ 昭和 60 年 11 月 1 日から同年 11 月 5 日まで
- ㉖ 昭和 60 年 12 月 6 日から同年 12 月 29 日まで
- ㉗ 昭和 61 年 2 月 22 日から同年 2 月 28 日まで
- ㉘ 昭和 62 年 3 月 16 日から同年 3 月 23 日まで
- ㉙ 昭和 62 年 5 月 7 日から同年 5 月 12 日まで
- ㉚ 昭和 62 年 6 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

昭和 23 年 7 月から 62 年 9 月にかけて主に船長として船舶に乗船していた。船員手帳を持っているので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間③について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人の A 船舶に係る被保険者記録は昭和 25 年 9 月 1 日資格取得、同年 10 月 1 日に資格喪失となっている。

しかしながら、申立人が保管している船員手帳によると、申立人が A 船舶を下船したのは、26 年 3 月 20 日であることが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する A 船舶に係る被保険者名簿には、申立人について、資格取得日の記載はあるものの、資格喪失日の記録が無い。

さらに、上記の名簿において、ほかの被保険者の被保険者期間を確認したところ、1 か月程度の被保険者期間の者は存在せず、ほとんどの者が 6 か月程度の被保険者期間となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 船舶における資格喪失日は昭和 26 年 3 月 20 日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間③の標準報酬月額については、昭和 25 年 9 月の社会保険事務所の記録から 3,500 円とすることが妥当である。

申立期間④について、申立人が保管している船員手帳では B 船舶に 26 年 3 月 20 日から同年 6 月 20 日まで乗船していることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している「船舶及び被保険者名を記載した名簿」によると、申立人がB船舶に乗船していた者が記載されている箇所に申立人の氏名が記載されているところ、社会保険事務所では同名簿について、「どのような目的を持って作成されたものか不明である。」と回答している。

しかしながら、当該名簿の氏名記載欄の上部には「被保険者」と記載されている上、同名簿に記載されている者は、申立人を除いて、名簿記載の順番どおりにB船舶に係る船員保険被保険者名簿に記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間④において、船員保険の被保険者であったと認められる。

なお、申立期間④の標準報酬月額については、B船舶において申立人と同じ甲板員であった同僚の記録から3,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間①、申立期間⑤から⑦、申立期間⑨、申立期間⑫、申立期間⑯、申立期間⑳から㉓、申立期間㉕、申立期間㉗については、申立人が乗船した船舶はいずれも船員保険が適用されていない船舶であり、申立期間①を除く申立期間において、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立期間②、申立期間⑧、申立期間⑩及び⑪、申立期間⑬から⑮、申立期間⑰から⑲、申立期間㉑、申立期間㉒から㉔、申立期間㉖について、いずれも申立人が乗船していた船舶は船員保険の適用船舶であり、申立人が保管していた船員手帳から乗船していたことは確認できるが、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無い。

さらに、申立人は乗船していた日数が短いことから、同僚の名前を記憶しておらず、申立期間㉒及び㉓、申立期間㉕を除き、事業主の存在及び所在が確認できないことから、同僚及び事業主から申立人の保険料控除に関する証言を得ることができなかった。

申立期間のうち申立期間⑧、申立期間⑩及び⑪、申立期間⑬から⑮、申立期間⑰から⑲、申立期間㉑、申立期間㉒、申立期間㉔、申立期間㉖及び㉗、申立期間㉙については、申立人は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している事が確認できる。

事業主の所在が判明した申立期間㉒から㉓及び申立期間㉕について照会を行ったところ、次のとおりであった。

申立期間㉒に係るC社は、「社員は、社員名簿に名前が掲載されているが、申立人の氏名は見当たらないことから、おそらく、申立人は短期間求人に応募して雇用された船員であると思われる。正社員でないものについての船員保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

申立期間㉓に係るD社の人事担当者は、「申立人のことは知っている。

船員保険の加入は船長からの連絡により手続をすることとなっていた。実際の乗船日と船員保険の加入日は同じでないことがよくあった。申立人もそのようなことは知っていたはずである。」と証言している。

申立期間⑳に係るE社は、「申立人が乗船していた船舶は売買契約が成立し、申立期間は売却先への引渡しに要していた期間であることから申立人は、売買の仲介業者に雇われていた船員であったと思われる。」と回答しており、当該仲介業者については、その名称も所在地も不明であることから、照会を行うことができない。

加えて、社会保険事務所の保管する各船員保険被保険者名簿で確認しても、申立人の名前は無く、申立期間前後の整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると申立人が船員保険の被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和24年3月1日から同年8月1日の期間及び27年6月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を24年3月1日に、資格喪失日に係る記録を24年8月1日に、C社における資格取得日に係る記録を27年6月1日に訂正し、24年3月から同年7月までの期間に係る標準報酬月額を1,500円、27年6月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額を2,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和17年4月1日から同年6月1日まで
② 昭和24年3月1日から同年8月1日まで
③ 昭和27年6月1日から同年10月1日まで

私は、申立期間①はA社に、②はB社に、さらに③はC社に勤務し、厚生年金保険料をそれぞれ事業所により控除されていたはずである。これらの期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係るB社及び申立期間③に係るC社については、給与明細書により、申立人がB社及びC社に当該期間に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から算出すると、申立期間②については1,500円、申立期間③については2,500円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、C社は、申立期間の直後に適用事業所となっており、申立期間③においては適用事業所としての記録が無

い。しかし、申立人及び同僚の供述から、当時同社においては十数名の従業員が勤務していたことが推認できることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、B社及びC社共に既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており確認できないが、申立期間②に係るB社については、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和24年3月から同年7月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間③に係るC社については、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和17年1月1日資格取得の厚生年金被保険者証を所持しているが、厚生年金保険料の徴収は、労働者年金保険法施行令（昭和17年勅令第546号）及び厚生年金保険法（旧法）第71条により、「保険給付及び費用の負担に関する規定は昭和17年6月1日から施行」する取扱いとなっている。

以上のことから、厚生年金被保険者期間として算入されるのは昭和17年6月1日以降であり、申立期間は保険料徴収までの施行準備期間であることから、給付の対象とはならない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間は厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月1日から同年7月21日まで
社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、平成4年6月1日から同年7月21日までの標準報酬月額が、22万円から9万2,000円に下がっているが、当時の給与は、23万円くらいもらっていたので、記録訂正される前の22万円の等級に標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は22万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成5年1月31日）の後の平成7年3月3日付けで、4年6月1日から同年7月21日までの期間の標準報酬月額を、遡及して9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険被保険者全員についても、申立人と同様にさかのぼって標準報酬月額が引き下げられているが、社会保険事務所において、このような遡及訂正を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た22万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成5年4月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、53万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月31日から5年7月21日まで

私は、A社では経理や不動産契約を担当していた。同社は資金繰りに困り、保険料の滞納が続いていたため、社会保険事務所から資格喪失を1年前にさかのぼって処理することを提案され、1年間さかのぼって事業所の全喪処理をしたが、会社の命令であり、同意していたわけではない。さかのぼって資格喪失された申立期間を厚生年金保険の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、国民健康保険組合の記録及び同僚の証言から、申立人は、平成5年7月20日まで、当該事業所に勤務していたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録によると、申立人はA社が適用事業所でなくなった日（平成4年5月31日）の後の平成5年4月1日に4年10月の標準報酬月額算定及び5年1月の月額変更を取り消され、4年5月31日にさかのぼって厚生年金保険被保険者の資格喪失されていることが確認できる。

さらに、同社において、申立人以外の従業員11名についても、遡及^{そきゅう}して資格喪失日の訂正が行われていることが確認できる。

しかし、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

また、登記簿謄本によると、申立人はA社の役員でないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年5月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、5年4月1日であると認められる。

また、申立期間のうち、平成4年5月から5年3月までの標準報酬月額については、訂正処理前の社会保険事務所の記録から53万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち平成5年4月1日から同年7月21日までの期間については、申立人は申立てに係る事業所において社会保険の担当者として同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる脱退手続を同年4月1日に行ったとしていることから、その手続以降に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として平成5年4月1日から同年7月21日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和46年10月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月28日から同年10月11日まで
私は、A社に昭和39年3月30日から46年10月10日まで勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の記録が無い旨の回答をもらった。

退職証明書及び退職金明細書を提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する退職証明書には昭和46年10月10日付けでA社を退職した旨の記載があり、同じく退職金明細書によると、申立期間を含めた在籍期間が退職金の計算の基礎となっていることから、申立人は、申立期間まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、複数の同僚は、「私の年金記録は、在職期間と一致している。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の保管する被保険者名簿を調査したところ、当該事業所においては被保険者の資格喪失日はまちまちであり、退職者について特定の日に資格喪失させるような取扱いはみられない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年8月の社会保険

庁のオンライン記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間における保険料納付の記録を保存しておらず不明としており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成3年4月28日から同年12月1日までの期間及び5年1月1日から同年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、資格喪失日（3年4月28日）及び資格取得日（3年12月1日）に係る記録を取り消し、同社における資格喪失日に係る記録を5年3月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成3年4月から同年11月までは24万円、5年1月及び同年2月は28万円とすることが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成3年3月21日から同年4月28日までの期間及び同年12月1日から5年1月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を3年3月及び同年12月から4年1月までは24万円、同年2月から同年12月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年3月21日から同年4月28日まで
② 平成3年4月28日から同年12月1日まで
③ 平成3年12月1日から5年1月1日まで
④ 平成5年1月1日から同年3月1日まで

私は、平成3年3月21日から5年3月31日まで同じ会社に継続して勤務し、その間、転勤や勤務形態の変更は無く、申立期間当時の給与は20万円を下回ることはなかったが、社会保険庁の記録では、申立期間①及び③の、厚生年金保険の標準報酬月額がそれぞれ8万円及び12万6,000円となっており、申立期間②及び④が未加入期間とされている。

申立期間の記録を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の役員の証言から、申立人が同社に申立期間継続して勤務していたことが認められる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立人は申立期間において、厚生年金保険被保険者として、その標準報酬月額は、平成3年3月から4年1月までは24万円、同年2月から28万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（5年1月1日）の後の同年3月8日付けで、申立人に係る3年10月の定時決定、4年2月の随時改定及び同年10月の定時決定の記録を取り消した上で、3年4月28日に資格喪失した旨の処理が行われ、同年3月の標準報酬月額が24万円から8万円に訂正されていることが確認できる。

また、平成5年3月8日付けで、申立人が、3年12月1日に、標準報酬月額を12万6,000円として資格取得、5年1月1日に資格喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

さらに、申立人を含め同僚41名の標準報酬月額もさかのぼって引き下げられ、41名のうち11名については、資格喪失日もさかのぼって処理されているが、社会保険事務所において、このような事務処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間について、社会保険事務所において有効な事務処理があったとは認められず、申立人の申立期間のうち、平成3年4月28日から同年12月1日までの期間及び5年1月1日から同年3月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年3月から4年1月までは24万円、4年2月から5年2月までは28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和41年1月1日と訂正し、申立期間の標準報酬月額については3万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から42年1月5日まで

社会保険庁の記録では、A社の厚生年金保険加入日が同社B営業所において、昭和42年1月5日に資格取得となっているが、勤務していたC社は、倒産後、A社に吸収をされ、私は41年1月1日から同社D営業所において営業担当として勤務をしていた。申立期間を厚生年金被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社の人事記録及び在籍証明書により、申立人が同社D営業所において、正社員として勤務していたことが認められる。

また、事業主に照会をしたところ、当時、A社D営業所の全従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入をさせる手続きを行っていた旨の回答があったことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、A社の人事記録から、申立人が申立期間に同社D営業所に勤務していたことが確認できるところ、同営業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人と同様に同営業所に勤務していた複数の同僚が同社B営業所で資格取得をしていることから、申立人についても同社B営業所において被保険者であったとすることが自然である。

また、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿により、申立期間

の標準報酬月額は、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としているが、申立人が昭和41年1月1日に資格取得したとする届出や、その後に提出されるべき厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所がこれを記録しないと考えることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成4年4月から6年10月までについては53万円、7年1月から8年1月までについては59万円、8年3月から10年7月までについては59万円、10年8月については56万円、10年9月から同年10月までについては53万円、10年11月から同年12月までについては59万円、11年1月については53万円、11年2月については56万円、11年3月については59万円、11年4月については53万円、11年5月から同年9月までについては59万円、11年10月については50万円、11年11月から13年4月までについては59万円、13年12月から14年1月までについては59万円、14年4月については56万円、14年5月については53万円、14年6月から17年12月までについては62万円、18年1月から同年2月までについては59万円、18年3月から同年8月までについては62万円、18年9月から同年12月までについては59万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月1日から19年1月1日まで
社会保険事務所の記録を見たところ、A社に勤務していた期間のうち、平成4年4月から18年12月までの標準報酬月額が、給料支給額が下がっていたわけではないのに低額になっている。当時の給与明細書からは給与支給額に相当する保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給料明細書（申立期間177か月のうち164か月）から、平成4年4月から6年10月までについては53万円、7年1月から8年1

月までについては59万円、8年3月から同年12月までについては59万円、9年2月から10年7月までについては59万円、10年8月については56万円、10年9月及び同年10月については53万円、10年11月及び同年12月については59万円、11年1月については53万円、11年2月については56万円、11年3月については59万円、11年4月については53万円、11年5月から同年9月までについては59万円、11年10月については50万円、11年11月及び同年12月については59万円、12年12月から13年4月までについては59万円、13年12月及び14年1月については59万円、14年4月については56万円、14年5月については53万円、14年6月から15年5月までについては62万円、15年7月から17年12月までについては62万円、18年1月及び同年2月については59万円、18年3月から同年8月までについては62万円、18年9月から同年12月については59万円に相当する保険料控除が行われていることが確認できる。

また、申立期間のうち、申立人が給料明細書を保管していない期間である平成9年1月、12年1月から同年11月及び15年6月についても、約15年にわたる申立期間において、申立人の保管する給料明細書の控除額に相当する標準報酬月額と社会保険事務所の記録における標準報酬月額がほとんど一致していないことから、給与明細書や源泉徴収票等の資料の無い期間についても一致していないものと考えるのが妥当であり、その前後の給与明細書から、申立人の標準報酬月額については、9年1月は59万円、12年1月から同年11月までの期間は59万円、15年6月は62万円であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の標準報酬月額については、平成4年4月から6年10月までについては53万円、7年1月から8年1月までについては59万円、8年3月から10年7月までについては59万円、10年8月については56万円、10年9月及び同年10月については53万円、10年11月及び同年12月については59万円、11年1月については53万円、11年2月については56万円、11年3月については59万円、11年4月については53万円、11年5月から同年9月までについては59万円、11年10月については50万円、11年11月から13年4月までについては59万円、13年12月及び14年1月については59万円、14年4月については56万円、14年5月については53万円、14年6月から17年12月までについては62万円、18年1月及び同年2月については59万円、18年3月から同年8月までについては62万円、18年9月から同年12月までについては59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立てどおりの届出及び保険料の納付を行ったか否かについては不明としているが、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料

控除に見合う標準報酬月額と社会保険事務所のオンライン記録とは一部期間を除いておおむね一致していないこと、及び申立期間のうち平成 16 年から 18 年までの事業主が保管する被保険者報酬月額算定基礎届の申立人の標準報酬月額と社会保険庁のオンライン記録と一致していることから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料に見合う保険料納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 6 年 11 月及び同年 12 月、8 年 2 月、13 年 5 月から同年 11 月、14 年 2 月及び同年 3 月の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録が、給料明細書の控除額に相当する標準報酬月額と一致又は上回っていることから、訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を 50 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 1 日から同年 7 月 27 日まで

私は、申立期間に A 社に勤務し厚生年金保険に加入していた。給与は月 50 万円だったが、その月から給与の遅配があったのですぐに退社した。その後、社会保険事務所から厚生年金保険の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に修正されていることを知らされたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は 50 万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった平成 7 年 4 月 30 日より後の同年 5 月 30 日付けでさかのぼって標準報酬月額が 50 万円から 9 万 8,000 円へ 25 等級引き下げられていることが確認できる。

また、同事業所の同僚 13 名についても、その標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

加えて、申立人は商業登記簿謄本から A 社の取締役ではないことが確認でき、申立人が当該訂正処理に関与していないものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和38年7月17日に、資格喪失日に係る記録を同年10月7日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月17日から同年10月7日まで

昭和38年7月17日から同年10月7日までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、当該期間については、厚生年金保険に加入していた記録が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。しかし、当時は同一企業内で新人研修を受けていたもので継続して勤務しており、厚生年金基金の裁定請求書には在籍していた全期間が（退職金への）加算期間として記載されているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の裁定通知書、雇用保険の加入記録及びA社の人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社における昭和38年5月入社直後の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を失念したと考えるとしている上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取

得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 38 年 7 月から 9 月までの期間に係る保険料について納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川県厚生年金 事案 1339

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額が申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年12月1日から8年10月1日まで

私は、平成元年12月1日から8年9月30日までの間A社に勤務したが、6年12月1日から8年10月1日までの間の標準報酬月額が低く訂正されていると社会保険事務所から知らされた。元の標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、当初、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は32万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日（平成8年10月1日）の後の平成8年12月18日付けで、さかのぼって9万2,000円へ引き下げられているが、社会保険事務所において、このような^{そきゅう}遡及により記録を訂正するという処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、標準報酬月額が引き下げられているのは、申立人1人であるが、申立人の雇用保険記録から平成元年12月1日から8年9月30日までA社に勤務し、この間、同社の閉鎖登記簿謄本から役員でなかったことが確認できることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考えられない。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、32万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年2月5日まで
平成4年3月1日から5年2月5日までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、標準報酬月額が53万円から20万円に訂正されている。

夫は既に死亡しており、夫の厚生年金保険加入に伴う遺族厚生年金を私が受給している。

夫は病気療養中ではあったが、申立期間当時の給与は50万円程度支給されていたので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録において、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は53万円と記録されていたところ、当該事業所が適用事業所でなくなった日(平成5年10月31日)の後の平成6年1月19日付けで、4年3月1日から5年2月5日までの期間の標準報酬月額を遡^{ぞきゅう}及して20万円に減額されていることが確認できる。

また、申立人は平成5年2月5日にA社における被保険者資格を喪失しており、資格喪失後約一年間さかのぼって訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立人が申立期間にA社の取締役であったことが確認できるが、申立人の妻から、「夫は、平成2年8月に病気でB

病院に入院し、3年6月に退院するが、その後の後遺症からリハビリ生活を余儀なくされ、C病院に通院していた。その通院中、平成5年10月に交通事故に遭い、リハビリをしていたC病院に入院し、6年2月17日からD病院に転院した。」との証言があり、その提出された医療関係の書類からも、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間の標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を34万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から同年9月30日まで
社会保険庁の記録では、A社での私の標準報酬月額が、資格取得日に遡及して減額訂正されている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額は申立人が主張する34万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年11月30日）の後の平成6年1月26日付けで、さかのぼって20万円に引き下げられ、さらに、同年4月1日付けで、さかのぼって11万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人を除く12名についても申立人と同様の訂正処理が行われていることが確認できる。

なお、登記簿謄本によると申立人は、同社の役員であったことはない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年12月31日まで
社会保険事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円となっているが、その間の給与は、80万円であったので、それに見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は申立人が主張する59万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成9年12月31日）以降の平成10年1月19日にさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、登記簿謄本から、申立人がA社の取締役であったことは確認できるが、事業主に照会したところ「自分が経理事務全般を担当し、社会保険の手続きも行っていた。申立人は現場での労務管理などを担当しており、社会保険関係の手続きには一切関与していない。」と回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和 57 年 1 月 29 日であると認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 55 年 3 月から同年 9 月までは 32 万円、55 年 10 月から 56 年 12 月までは 41 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 31 日から 57 年 1 月 29 日まで

私は、昭和 30 年 3 月から 57 年 1 月まで A 社に勤務していた。社会保険庁の記録によると、同社 B 事業所に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。当時、社会保険に加入し保険料も控除されていた。申立期間を厚生年金保険被保険者期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された A 社の通知書により、申立人が同社に申立期間も継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、昭和 55 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者記録を喪失している。

しかし、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格喪失届の受付日は同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 57 年 1 月 29 日以降の同年 2 月 10 日であることが確認できる。

また、上記の被保険者名簿では、申立人の欄に「57 更」と記載されていることから、昭和 57 年に健康保険証の更新が行われたことがうかがえる上、申立人に係る 55 年 10 月及び 56 年 10 月の定時決定の記載が取り消されていることが確認できる。

さらに、4 名の同僚についても申立人と同様の処理が行われていること

が確認でき、A社が昭和57年2月10日において、適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和55年3月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、申立人の雇用保険の離職日の翌日である57年1月29日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和55年3月から同年9月までは32万円、55年10月から56年12月までは41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額のうち、平成元年10月から同年12月までの期間については20万円、2年1月から同年8月までの期間については18万円、2年9月については20万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額9万8,000円に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成元年9月1日から2年11月1日まで
② 平成3年2月1日から3年10月1日まで

申立期間について給与明細書を所持しているが、社会保険庁に記録されている標準報酬月額は、給与明細書で確認できる報酬額より低額であるので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成元年10月から同年12月までの期間及び2年9月については20万円、2年1月から同年8月までの期間については18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の平成元年10月から2年9月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はすでに死亡しており、確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、明らか

でないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

一方、申立人が提出した給与明細書によれば、申立期間のうち、平成元年9月及び3年2月から同年9月までの期間は、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたと認められること、また、2年10月は、給与明細書において確認できる報酬月額が社会保険庁に記録されている標準報酬月額に見合う額であることから、当該期間について標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

神奈川国民年金 事案 2503

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月から 49 年 3 月まで

私が、20 歳になったところに、母親が私の国民年金の加入手続を行った。母親は国民年金発足時から加入しており、母親から、「国民年金は大切なので、20 歳になったら将来のために納付するんだよ。」と教えられていたことを憶えている。申立期間の国民年金保険料については、母親が自分と私たち兄弟の 3 人分を未納がないように一緒に集金人に納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親からは証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が申立人の弟の保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、その弟についても、申立人と同様に 20 歳到達時から昭和 49 年 3 月までの保険料が未納となっている。

さらに、申立人は、20 歳になった時に申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 50 年 1 月ごろに払い出されていることが確認できるが、申立人は過年度納付書により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から38年12月までの期間、39年5月から41年3月までの期間及び42年1月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から38年12月まで
② 昭和39年5月から41年3月まで
③ 昭和42年1月から49年3月まで

A区に住んでいたころ、社会保険事務所から、この金額の国民年金保険料を納付すれば、20歳から保険料を納付したことになるとの案内が送付されてきた。私は、集金人又は金融機関で、その案内と一緒に送付された納付書により申立期間①から③までの保険料を一括して納付した。

申立期間①から③までの期間のうち、国民年金保険料が未納とされている期間について、保険料の納付済期間として認めて欲しい。また、申立期間②のうち、厚生年金保険に加入していた期間については、納付した保険料を還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までの国民年金保険料をさかのぼって一括して納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和51年2月に行われたものと推認でき、それ以降に申立期間の保険料を納付するには、第3回特例納付によるほかないが、申立人が述べる保険料額は、実際の保険料額と大きく相違している。

また、申立人は、A区に居住していた時に、国民年金保険料を納付したのは1回のみであると述べているところ、申立人の保険料の納付記録によると、申立人は、A区に居住していた当時、昭和49年4月から51年3月までの保険料を納付しており、申立人が述べる保険料額は、同期間の保険料を一括し

て納付した場合の保険料額とおおむね一致している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2505

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月から 56 年 3 月まで

私の国民年金については、昭和 43 年 5 月に私が 20 歳になった時に、同居していた母親が加入手続を行い、その後の国民年金保険料も母親が納付していたが、私は、その当時はそのことを全く知らず、私が結婚後しばらくしてから知らされた。

このため、私は、実家を離れて結婚した後もしばらくは国民年金に未加入であると認識していたことから、区役所で加入手続を行い、申立期間の保険料として約 50 万円を銀行で納付した。

申立期間の国民年金保険料については、母親が納付した後、さらに私が重複して納付していたはずなのに、全く未納とされていることに納得できない。

なお、昭和 46 年 10 月から 47 年 9 月まで厚生年金保険に加入していた期間については、平成 19 年の年金請求時まで全く承知していなかったため、この期間も国民年金保険料を納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった時に、母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずと主張しているところ、申立人自身は申立期間の保険料の納付に直接関与していなかった上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界しており証言を得ることができないことから、具体的な加入状況や保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が当時居住していた市においては、申立期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、その母親が実家で申立人の国民年金の加入手続を行ったことを知らなかったことから、昭和 55 年ごろ区役所で、自ら国民年金の加入手続を行ったとしているところ、申立人が当該加入手続を行ったのは 58 年 5 月 9 日であったと推認できることから、その時点では、第 3 回特例納付の実施期間を既に経過していて、申立人は、申立期間の保険料については、特例納付ができなかったことから、さかのぼって過年度納付が可能な 56 年 4 月から納付したとするのが自然である。

加えて、申立人の国民年金保険料について、申立人及びその母親が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年9月から11年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月から11年8月まで

私は、60歳になって老齢基礎年金を前倒しでもらおうと、市役所に出向いたところ、窓口の職員に「あなたは、遺族年金を受給しており、今すぐにはもらえないので、65歳まで国民年金保険料をかけたほうがよい。」と言われたので、65歳まで国民年金に任意加入した。

申立期間の国民年金保険料は、毎月、郵便局または金融機関で納付していた。

申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、納付していた国民年金保険料の月額について、「最初は8,000円で、その後金額は上がっていったが1万円にはならなかった。」と主張しているが、申立期間当時の保険料月額は1万円を超えている。

また、申立人は、申立期間当時、二度転居しているにもかかわらず、国民年金の住所変更手続を行った記憶はないと述べている上、申立人が所持する国民年金手帳にもその旨の記載がない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 2507

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から同年7月まで

私の国民年金については、当初、私の母親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

申立期間については、私がか会社を退職した直後のことであり、詳細は覚えていないが、私又は母親が国民年金の再加入の手続を行い、保険料を納付していたと思う。

きちんと国民年金保険料を納付していたはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の母親が国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずと主張しているが、申立人又はその母親のいずれがそれを行ったか記憶が定かではなく、その母親は既に他界していることから加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の国民年金被保険者資格は、申立人が所持している2冊の手帳の表記、昭和50年7月以降の国民年金保険料の納付状況及び50年10月に結婚した際の入籍日等から、申立人が50年10月以降に任意加入手続を行った際に申立期間までさかのぼって取得したものであり、申立期間当時に加入手続を行ったものではないことが推認でき、それまでは申立期間は未加入期間であったことから、保険料の納付はなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年3月まで

私は、集金人と母親に勧められたことを契機に会社に勤める前に、国民年金の加入手続を行った。加入手続は、私が集金人を通じて行ったが、具体的な時期は憶えていない。加入手続後にオレンジ色の国民年金手帳を受け取り、その手帳を現在も所持している。加入手続後の国民年金保険料は母親が集金人に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の母親が納付していたと主張しているが、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親からも証言を得ることができないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、会社に勤め始める昭和42年3月以前に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の記録から、昭和50年4月と推認できるが、申立人は過年度納付等により申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶もなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から48年3月まで

私の妻は、妻が22歳だった昭和44年ごろ、私の両親に勧められ、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。妻から、同区役所に母親も一緒に行ったことを聞いている。その際に、妻は、同区役所の職員から、2年間さかのぼって国民年金保険料を納付すると20歳から納付したことになると言われ、その場で、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。その後、妻は、2か月ごとに、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。私は、申立期間のうち、42年12月から44年11月までの期間が未加入とされている上、同年12月から48年3月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の妻が、昭和44年ごろに区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年2月ごろに申立人夫婦及び申立人の母親の3名連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、昭和44年ごろに夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したとする金額は、当時の保険料額と相違しており、かつ、申立人は、国民年金の加入手続以後、申立人の妻が、2か月ごとに、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人が申立期間当時から居住している区では、その当時、保険料の納付周期は3か月である上、申立人の妻が述べる保険料額もその当時の保険料額と相違しているなど、保険料の納付状況

は不明確である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月から 48 年 3 月まで

私は、22 歳だった昭和 44 年ごろ、私の夫の両親に勧められ、区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。同区役所に義母も一緒に行った。その際に、同区役所の職員から、2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付すると 20 歳から納付したことになると言われ、その場で、夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付した。その後、2 か月ごとに、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していた。私は、申立期間のうち、42 年 3 月から 44 年 2 月までの期間が未加入とされている上、同年 3 月から 48 年 3 月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年ごろに区役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51 年 2 月ごろに申立人夫婦及び申立人の義母の 3 名連番で払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人は、申立期間から国民年金手帳記号番号の払出時期を通じて、同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

また、昭和 44 年ごろに夫婦二人分の保険料をさかのぼって納付したとする金額は、当時の保険料額と相違しており、かつ、申立人は、国民年金の加入手続以後、2 か月ごとに、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人が申立期間当時から居住している区では、その当時、保険料の納付周期は 3 か月である上、申立人が述べる保険料額もその当時の保険料額と相違しているなど、保険料の納付状況は不明確である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 5 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 5 月から 53 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 5 月に結婚し、その後しばらくして、自宅に区役所の職員が訪れて来た。夫の国民年金が未納となっているので納付するように求められた。その時に私自身は、まだ国民年金に加入していなかったため、その職員に、「私は 27 歳になるが今から保険料を納付しても間に合うか。」と尋ねると、十分間に合うと言われたので、加入することとした。また、その職員からは、「国民年金保険料は、2 年間はさかのぼって納付することができる。」との説明も受けたが、さかのぼって納付することはしなかった。

私は、国民年金に加入した以降、夫婦二人分の保険料を納付書により銀行で納付してきたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫の保険料の督促のため、区の担当職員が自宅を訪れたのは、昭和 51 年 5 月の結婚後で申立人が 27 歳のころであるとしており、これを契機に申立人も国民年金に加入したとしていることから、仮に申立どおりであれば、申立人が 28 歳となる同年 8 月ごろまでに国民年金に加入したものと考えられる。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 2 月に払い出されたことが確認でき、申立人は 51 年 3 月から 56 年 5 月まで同一区内に居住しており、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間の保険料については、さかのぼって納付することが制度上可能であったものの、申立人はさかのぼって納付した記憶は無いとしていることから、申立内容は不自然である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年10月までの期間及び53年11月から57年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から同年10月まで
② 昭和53年11月から57年12月まで

私の父親は、私が短大を卒業した昭和43年4月ごろ、市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、父親又は母親は、申立期間①について、私の国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、私は、結婚して転居したため、区役所で共済組合から国民年金への切替手続を行い、その後、私又は母親は、保険料を納付していた。私は、申立期間①及び②が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①について、申立人の父親又は母親が、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、申立人の保険料納付を行ったとするその父親は既に他界し、その母親からも証言を得ることができないことから、申立期間①当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間②について、申立人自身が国民年金保険料を納付していたか、申立人の母親が保険料を納付していたかはっきり分らないと述べているなど、申立人の申立期間②当時の保険料の納付状況についての記憶は曖昧である。

さらに、申立人は、申立人の父親が、昭和43年4月ごろに申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、58年1月ごろに申立人が結婚後に転居した区で払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人の父親が居住する市においても、別の国民

年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から同年3月までの期間、同年10月から42年3月までの期間、44年10月から45年3月までの期間、46年7月から48年3月までの期間、同年6月から51年3月までの期間、55年1月から同年3月までの期間、57年4月から同年6月までの期間及び同年10月から平成2年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から同年3月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで
③ 昭和44年10月から45年3月まで
④ 昭和46年7月から48年3月まで
⑤ 昭和48年6月から51年3月まで
⑥ 昭和55年1月から同年3月まで
⑦ 昭和57年4月から同年6月まで
⑧ 昭和57年10月から平成2年12月まで

私は、昭和38年ごろ、社会保険事務所で国民年金の加入手続を行った。39年4月から自宅に来ていた集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。市内で転居した後も、同じ集金人が徴収に来ていたので保険料を納付し続けていた。

また、私は、昭和50年8月に別の市に転居したので、同年9月以降は、市役所で納付書により夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

私は、申立期間①から⑧について、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑧について、基本的に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫も申立期間①及び申立期

間④の一部を除きほとんどの期間の保険料が未納とされている。

また、申立期間は8回、かつ合計 170 か月以上に及ぶ上、申立期間は二つの市にまたがっており、これだけの回数の事務処理を複数の行政機関が誤ることも考えにくい。

さらに、申立期間①から⑧について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人からの口頭意見陳述を行った結果でも、申立期間の保険料を納付したという心証を得ることができず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A大学B学部での資格取得日が昭和 37 年 12 月 1 日になっているが、私は、同年 8 月 1 日から同大学同学部のB学教室に勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A大学B学部作成の申立人の履歴書及び申立人が挙げた先輩の証言から、申立人が、申立期間に技術補佐員として同大学B学部に勤務していたことが認められる。

しかしながら、社会保険事務所が保管するA大学B学部の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日である昭和 37 年 12 月 1 日に申立人のほかに 17 名が資格取得していることが確認できるところ、上記 17 名のうち、同大学同学部作成の履歴書（後に正職員となった者についてのみ作成）で確認できた事務補佐員 2 名は、それぞれ 37 年 4 月 2 日と同年 4 月 9 日から勤務していることから、同大学同学部では、一定期間内に採用した者を、一括して同年 12 月 1 日に資格を取得させていたことがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時、B学教室に同僚はいなかったとしており、一方、A大学B学部も、当時、B学教室に勤務していた職員は不明で、当時の人事及び給与関係の書類についても保存していないと回答していることから、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除が確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 1 月から 5 年 6 月 1 日まで
② 平成 4 年 2 月 1 日から 5 年 6 月 1 日まで

私が A 社を経営していた申立期間①の報酬は、約 100 万円だったにもかかわらず、後になってから標準報酬月額が 8 万円に訂正されていたので元の標準報酬月額に訂正してほしい。

また、被保険者資格喪失日が平成 4 年 1 月 31 日になっているが、実際には 5 年 5 月まで事業をしていたので、資格喪失日も訂正してほしい。

なお、社会保険等の事務処理は女性事務員にすべて任せていたので、当時のことは全く分からない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録においては、当初、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は 53 万円と記録され、申立期間②の資格喪失日は平成 5 年 1 月 31 日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 5 年 1 月 31 日）の後の同年 8 月 23 日付けで、申立期間①に係る標準報酬月額がさかのぼって 8 万円に引き下げられ、申立期間②の資格喪失日がさかのぼって 4 年 1 月 31 日に訂正されていることが確認できる。

一方、A 社が適用事業所でなくなった日まで勤務していた従業員及び取引先の関係者は、「申立期間当時、A 社が厚生年金保険料を滞納していることを聞いたことがある。」旨の証言をしている上、同社の代表取締役であった申立人も「申立期間当時は多額の負債を抱えており、平成 5 年 5 月ごろまで負債の整理をしていた。」と述べている。

さらに、標準報酬月額及び資格喪失日の訂正処理が行われているのは、

代表取締役であった申立人のみであることから、厚生年金保険に係る事務について権限を有する代表取締役として、申立人が自らの標準報酬月額減額処理及び資格喪失手続きに同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額減額処理及び資格喪失日の訂正に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正及び資格喪失日の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から 8 年 2 月 29 日まで
私の夫は、A社の代表取締役をしていたが、平成 8 年 2 月に同社は倒産した。

平成 20 年 11 月に社会保険事務所から標準報酬月額減額の疑いがあるとの通知があり、夫の年金記録を確認したところ、申立期間の標準報酬月額が6分の1以下に減額されていた。しかし、社会保険事務所から減額する旨の通知も受け取っておらず、納得がいかないので申立てを行う。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が、A社が適用事業所でなくなった日(平成 8 年 2 月 29 日)の後の平成 8 年 4 月 11 日付けで、6 年 4 月から同年 10 月までの期間は 53 万円から 8 万円、同年 11 月から 8 年 1 月までは 59 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本から、申立人はA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人の妻は、「平成 6 年ごろに保険料の滞納のため差し押さえの通知があり、分割納付していたことを記憶している。」と証言していることから、当時A社に保険料の滞納があったことがうかがわれるところ、「申立期間当時、申立人が、社会保険事務所の職員から標準報酬月額を減

額する話があった、と言っていることを聞いたことがある。」とも証言していることから、申立人は厚生年金保険に係る事務について権限を有する代表取締役として、当該訂正処理に同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自ら標準報酬月額の特減処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年12月10日から28年9月1日まで
② 昭和32年9月1日から33年1月15日まで
③ 昭和33年1月15日から34年1月15日まで

私は学校を卒業後、A社に入社した。しばらくして同社でB県での仕事を命じられ働いていたが、病気にかかり実家で療養していた。実家にいた申立期間①のころの厚生年金保険の加入記録が無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立期間②及び③について、厚生年金保険の加入記録が無いが、昭和33年1月15日ごろD社へ転職しており、それまではA社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者の記録が途切れるはずが無い。

給料明細書など保険料控除を証明する書類は無いが、厚生年金保険に加入していたはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の記録によると、A社は昭和24年5月1日から27年10月1日までの期間及び29年6月1日から33年8月1日までの期間は厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人の申立期間は当該事業所が適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立期間①について、A社の同僚は「申立人は、B県勤務の際に病気になり実家に戻り治療していたが、その間会社は辞めていたと思う。」と証言している。

申立期間②及び③については、A社の複数の同僚が「申立期間当時、同社の経営は悪化しており給料が滞ることもあった。社員は皆、会社を辞めざるを得ない状況であった。」と証言している。

また、A社は昭和33年8月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の同僚は「事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなったころまで在籍していたのは、社長と経理関係者ぐらいであり、申立人は、私（32年11月退職）より前に同社を退職しているはずである。」と証言している。

さらに、申立人が転職したD社における申立人の雇用保険の記録は昭和34年1月15日からとなっており、厚生年金保険被保険者の記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から4年2月27日まで
社会保険事務所の記録では昭和62年6月1日から平成4年2月27日までの勤務期間のうち、3年4月から4年1月までの期間についての標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明した。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成4年2月28日）の後の平成4年3月5日に53万円から20万円に^{そきゅう}遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から、申立人がA社の代表取締役であったことが確認できる上、申立人は、「申立期間当時保険料を滞納していたことを認識していたが、届出をしたことは無い。経理担当者に任せていた。」と述べているものの申立期間当時のA社の経理担当者は「事業経営の悪化や保険料の滞納については知らなかった。^{そきゅう}遡及して訂正処理を行った覚えは無い。もし行っていたとしても社長の指示があったからだと思う。」と証言していることから、代表取締役として申立人が標準報酬月額の減額について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和 23 年 4 月 9 日から同年 5 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち昭和 23 年 5 月 1 日から 37 年 12 月 25 日までの期間について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 4 月 9 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 23 年 5 月 1 日から 37 年 12 月 25 日まで

私は、昭和 23 年 4 月 9 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、技師として同社 C 鉱業所及び同社 D 鉱業所の坑内で 37 年 12 月 24 日まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者資格取得日が 23 年 5 月 1 日となっている上、37 年 11 月までの期間は厚生年金保険第三種被保険者ではなく、第一種被保険者となっている。入社日及び坑内員期間が記載されている資料を提出するので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された「石炭鉱業年金坑内員・坑外員記録票」、「厚生年金保険被保険者資格調査票」及び雇用保険の記録から、申立人は、昭和 23 年 4 月 9 日に A 社に入社したことが認められるが、同調査票には、資格取得日が同年 5 月 1 日と社会保険庁の記録どおりの記載となっている上、同時期に入社し、23 年 10 月までの期間、同社 C 鉱業所で研修したとして申立人が名前を挙げた同僚の技師 3 名も、厚生年金保険被保険者資格取得日は申立人と同じ同年 5 月 1 日であることから、当時、事業所は、入社と同時に厚生年金保険に加入させる手続きを行わなかったことがうかがわれる。

2 申立期間②について、申立人の保管する「石炭鉱業年金坑内員・坑外員記録票」には、坑内員期間として「14年8か月」と記載されていることが確認できる。

しかし、上記記録表の坑内員についての記載欄は、配属されている鉱業所名及び勤務期間を記載する様式となっているところ、上述のとおり「14年8か月」とだけ記載されている。また、B社の総務担当者は、「当時の資料は無い。」としながらも、「坑内員と記載されていることをもって、一律に第三種被保険者であったわけではないように思われる。」旨を回答している。

さらに、申立期間②のうち、昭和23年5月1日から同年10月30日までの期間について、申立人が技師として研修を受けたとするA社C鉱業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の職種欄に、坑外員を表す「外」が記載されているところ、社会保険庁のオンライン記録でも第一種被保険者となっており、記録が一致している。

加えて、申立人と一緒にC鉱業所で研修を受けた同僚の技師3名も、A社C鉱業所の厚生年金保険被保険者名簿の職種欄には、坑外員を表す「外」が記載されているところ、社会保険庁のオンライン記録でも第一種被保険者となっており、記録が一致している。

また、申立期間②のうち、昭和23年11月1日から37年12月24日までの期間について、申立人が勤務したD鉱業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の職種欄に、「外」と記載されているところ、社会保険庁のオンライン記録でも第一種被保険者となっており、記録が一致している。

さらに、研修後、別の事業所で勤務していた同僚の技師3名のうち1名は、その事業所における厚生年金保険被保険者名簿の職種欄に「外」と記載されており、第一種被保険者として記録されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち昭和23年4月9日から同年5月1日までの期間について、申立人は厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間のうち昭和23年5月1日から37年12月25日までの期間について、申立人は厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 10 月 1 日から平成 6 年 5 月 31 日まで
社会保険庁の記録では、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が著しく低くなっていることに驚いた。申立期間のうち、平成 4 年からは 73 万 5,000 円程度になったものの、それ以前は、110 万から 115 万円ぐらいの給料を貰っていた。

給与明細書の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を適正な金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する給与明細書から、申立人は主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 6 年 5 月 31 日）の後の平成 6 年 7 月 22 日付けで、申立人の 4 年 7 月から 6 年 4 月までの期間に係る標準報酬月額が減額訂正され、その後、8 年 9 月 13 日付けで、昭和 61 年 10 月から平成 4 年 6 月までの期間に係る標準報酬月額が減額訂正されていることが確認できる。

一方、商業登記簿謄本から、申立人が申立期間に取締役であり、かつ、平成 6 年 9 月 9 日からは代表取締役となっていることが確認できる。

また、平成 6 年 7 月 22 日に行われた訂正処理について、申立人は、「記録訂正が行われたころは、自分は代表取締役に就任する前で、訂正処理には関与した覚えはない。」と主張しているが、申立人は、「自分は経理担当取締役であり、会社の経営が厳しく、社会保険料も滞納していたので、社会保険事務所によく出向いて、職員と納付計画等の話をし

ていた。」とも述べている上、当時の代表取締役の妻から、「その当時、代表取締役であった夫は病気療養中であった。」旨の証言があることから、訂正処理日の約1年半後に代表取締役に就任している経理担当の取締役であった申立人が当該訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

さらに、平成8年9月13日に行われた訂正処理について、申立人は、「社会保険事務所の職員から減額処理に応じなければ従業員全員の年金が支払われなくなると言われて、やむを得ず了承した。」と述べており、代表取締役として申立期間に係る標準報酬月額に減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の経理担当取締役又は代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与又は同意しながら、当該標準報酬月額の訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 9 月 26 日まで
申立期間当時、私が代表取締役をしていたA社の標準報酬月額が9万8,000円となっているが、申立期間当時の給与は月額200万円くらいあった。

A社は、平成7年9月25日に倒産し社会保険から脱退した。社会保険料の滞納はなかったはずなのに標準報酬月額が引き下げられているのはおかしい。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成6年10月は53万円、同年11月から7年8月までの期間は59万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった日（平成7年9月26日）の後の同年9月29日付けでさかのぼって9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、登記簿謄本により申立人は、申立期間当時にA社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「自分は、社会保険の手続きに何も関与していない。」と主張しているが、社会保険担当者は、訂正処理はしていないとしており、他の従業員から「倒産は急なことであった。すべての経営は社長一人が行っていたようなものだった。」との証言もあることから、申立人が当該訂正処理に関与していないとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正をする必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月16日から31年4月23日まで
② 昭和31年4月23日から同年8月20日まで
③ 昭和33年10月31日から34年1月20日まで
④ 昭和34年12月8日から35年2月11日まで
⑤ 昭和35年7月4日から37年7月25日まで

各申立期間について、社会保険事務所から船員保険に加入していた事実が確認できない旨の回答を受けたが、各申立期間において別々の船舶に乗船しており、それを証明する船員手帳があるので、当該期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③について、船員手帳によると、申立人の乗船した船舶の航行区域は「平水区域」と記載されていることから、船員保険強制加入の適用除外に該当するが、当該船舶の船舶所有者は船員保険に任意加入していたものである。

しかしながら、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において行政庁が予めその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではない。

実際、申立人の船員手帳に記載のある雇入、雇止日と、船員保険の被保険者期間がいずれも一致せず、直ちに船員保険資格の取得及び喪失の根拠とすることはできないので、このことをもって、申立期間③における資格取得日の相違の根拠とすることはできない。

また、申立期間①、②、④及び⑤においても、申立人の乗船した船舶の航行区域は「平水区域」となっていることから、船員保険への加入手続は

任意となっているところ、当該各船舶は船員保険の適用船舶となっていない。

さらに、同僚や事業主からの証言が得られないため、船舶所有者が申立てどおりの被保険者資格の届出を行ったこと、及び申立期間①から⑤に係る保険料を申立人の給与から控除したことは確認できなかった。

このほかに申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として各申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 37 年 3 月まで

私は、A社の社長に社会保険に加入しているので安心して働いてくださいと言われ、昭和 34 年 10 月から 37 年 3 月まで働いていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の勤務に関する詳細な記憶から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人に誘われてA社に入社したが、健康保険証をもらった記憶は無い。」と証言している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、加入記録は無い。

また、他の同僚に照会したところ、「勤務した期間に比べて厚生年金保険の加入記録は短い。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の記録から、A社は昭和 36 年 10 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 2 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 12 月 11 日から 48 年 6 月 1 日まで

私が A 社を退職したのは昭和 47 年 3 月 31 日と記憶しているが、同年 2 月 1 日に被保険者資格を喪失している。また、B 社を退職したのは 48 年 5 月 31 日と記憶しているが、47 年 12 月 11 日に被保険者資格を喪失している。同社では、当初、C 町トンネル工事現場で、その後、D ダム工事現場で働き、48 年 5 月 31 日に退職した。厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B 社に就職したのは昭和 47 年 4 月であり、同年 3 月末までは A 社に勤務していた。」と主張しているが、B 社の元上司及び申立人と一緒に B 社で働いていた元妻の話から、申立人が、B 社に就職したのは同年 2 月ごろであることが推認できることから、申立期間①については、B 社に勤務していたと考えられる。

しかし、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 47 年 11 月 1 日であることから、申立期間①には、適用事業所となっていなかったものと考えられる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

一方、申立期間②については、一緒に働いていた元妻は、「申立人が B 社を退職したのは昭和 47 年 12 月ごろであり、私も 1 か月ないし 2 か月遅れたものの、冬の間退職した。」と証言している上、B 社の元上司も「申立人が D ダム工事現場を辞めたのは昭和 47 年 12 月ごろである。」と

証言をしていることから、申立人は、47年12月に退職していると考えられる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主より給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 37 年 4 月まで

社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。申立期間はA社に勤務していたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間当時A社に勤務していたと主張しているが、申立期間当時同社に勤務していた者は、「申立人のことを覚えていない。申立人が名前を挙げた経理担当職員2名について、A社にはいなかった。」と証言していることから、申立人が同社に勤務していたかどうかは不明である。

また、前記の同僚は、「申立人のように自分のトラックで運搬を請け負う人は、おそらく社会保険は未加入だと思う。私は、当時のA社の経理担当者の名前を覚えている。その者を知らないということは他の会社の勤務であった可能性もある。」と述べているところ、申立人は経理担当者の名前を記憶していない。

さらに、申立人は給料明細書等の資料を所持しておらず、A社においても、当時の資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していないことから、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することはできない。

加えて、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年3月31日から30年6月21日まで
私は、昭和28年11月1日から34年9月14日まで継続してA社で勤務していた。しかし、社会保険庁の記録によれば申立期間の厚生年金保険の加入期間の記録が無いので、その期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「申立期間は継続して勤務していた。」と述べているところ、申立人と同様に昭和29年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚は、「申立期間直前にA社工場で爆発事故があり、一時解雇され、工場が再建されたところに再雇用になった。」と証言している。

なお、独立行政法人科学技術振興機構のデータベース及び当時の新聞記事によると、「昭和29年3月14日に、B県C町の工場で爆発事故が発生した。」との記述があり、A社工場で爆発事故があったことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立人は、昭和28年11月1日に資格取得、29年3月31日に資格喪失し、その後の30年6月21日に資格を再取得したことが確認でき、これは社会保険庁の記録と一致している上、同社社員の厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、51名の記録が申立人と同様にいったん被保険者資格を喪失後、一部の者を除き資格を再取得していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。